１．件名：日本原子力研究開発機構安全・核セキュリティ総括部との面談

２．日時：令和３年６月２８日　１６時００分～１６時３０分

３．場所：原子力規制庁２階会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席者

原子力規制庁

原子力規制部　検査グループ　専門検査部門

品質管理・技術班

村尾企画調査官、清水（春）技術参与

サイクル・研究炉班

大東首席原子力専門検査官、松本主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、大和田原子力専門検査官

東海・大洗原子力規制事務所

雨夜原子力運転検査官、小野原子力運転検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ総括部　品質保証課長　他２名

５．要旨

〇原子力規制庁から、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「ＪＡＥＡ」という。）に以下の事項を確認した。

・安全・核セキュリティ総括部（以下「安核部」という。）が制定している「保全文書の策定等に関するガイド」（以下「保安文書ガイド」という。）には各施設の保全重要度と保全方式の基本的考えを定めているが、一方、ＪＡＥＡの各研究所が定めている施設管理実施計画において保安文書ガイドの基本的考え方と矛盾しているものがあるため、各施設の施設管理実施計画の記載方法及び原子力規制庁に提出される定期事業者検査報告の管理方法について説明を求めた。

〇ＪＡＥＡから、以下の説明があった。

・保安文書ガイドは本年４月１日に改訂を実施し、保全重要度「高」「中」「低」に分類し、基本的に保全重要度「高」「中」の保全方式は予防保全に、また、保全重要度「低」の保全方式は事後保全に設定するが、保全重要度「低」ものであっても、技術基準規則で要求される構造・強度や機能・性能等を有する設備には予防保全として設定するよう規定を見直した。

・保安文書ガイドでは保全重要度「低」の設備であっても、予防保全、時間基準保全の採用を禁止はしていない。

・事後保全の対象設備に分類されているものは、被ばく線量が低いものであり有効性評価の対象とはしていない。
・４月１日に改訂について、機構内での周知が不足していたことは反省しており、今後、改めて周知を徹底していく。
・今後提出する施設管理実施計画について保全重要度と保全方式に齟齬が生じないよう安核部で確認を行っていく。

○原子力規制庁から、ＪＡＥＡに対し以下の内容を伝えた。
・保安文書ガイドの規定内容が各施設の実状と整合するよう柔軟に記載すること。
・保全方式や点検方法については設備、機器の劣化モードを踏まえて決定すること。
・保全重要度は設備・機器の安全上の重要度のみで決定するものではなく、機器の故障の可能性や検知性などの冗長性を考慮して設定する必要があることを再認識し、各施設に周知すること。
・安核部と各施設所管部署との意思疎通や情報共有を円滑に行うこと。
・原子力規制庁に提出される書類の記載内容に関する品質向上及び確認体制の強化を図ること。

以　上